

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第4回(令和元年度第1回)武蔵村山市子ども・子育て会議
開 催 日 時	令和元年6月26日(水) 午前10時から正午まで
開 催 場 所	301会議室(武蔵村山市役所3階)
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者:佐々委員(会長)、布田委員(副会長)、乙幡委員、大友委員、比留間委員、田島委員、大熊委員、齋藤委員及び谷治委員 欠席者:志茂委員、前川委員及び平見委員 事務局:子ども育成課長、同課児童担当課長、同課保育係係長、同課主任及び同課主事 説明員:地域福祉課長、同課係長、子育て支援課長、同課係長、子ども育成課児童館係長及び文化振興課係長
議 題	1 平成30年度末における施策の進捗状況の点検・評価について 2 計画期間における児童人口推計について 3 教育・保育の提供区域について 4 計画骨子案について 5 計画素案について
結 論 (決定した方針、残された 問題点、保留事項等を記 載する。)	議題1:評価基準、今後の方針の記載など指摘のあった点について次回見直し時に検討する。 議題2:原案のとおり承認 議題3:原案のとおり承認 議題4:原案のとおり承認 議題5:原案のとおり承認
審 議 経 過 (主な意見等を原則とし て発言順に記載し、同一 内容は一つにまとめる。)	1 開会 2 報告事項 (1) 関連調査結果の概要について (事務局説明) 関連調査結果の概要について報告させていただく。昨年度、市では、子どもの生活状況や家庭状況等、子どもを取り巻く現状や取り組むべき課題を把握するため、「生活実態調査」を実施するとともに、ひとり親家庭への支援等、子どもに関する計画づくりの参考とするため、「ひとり親家庭等ニーズ調査」を実施した。これらの調査結果については、前回の第3回会議において、子ども・子育て会議に提示いただきたい旨の意見を伺っているので、それぞれ主管課から報告させていただく。 ○ 地域福祉課長より「武蔵村山市生活実態調査報告書」結果の概要説明 ○ 子育て支援課長より「武蔵村山市ひとり親家庭等ニーズ調査報告書」結果の概要説明 —質疑・応答— (会 長) 概要の説明があつたが、アンケート調査内容が分からないので、調査票とあわせて提示されるとよかつた。居場所事業など子ども・子育て支援事業計画との関わりの深いものもあるので、今後も関連を見ていきたい。 (会 長) 「(仮称)子どもの未来応援プラン」と「子ども・子育て支援事業計画」との関係性は、各部署ではどのように考えているか。各調査での回収率の違いについてはどう考えるか。両計画の連動などについての考え方は、本日ではなくともい

ずれ教えてもらいたい。

(事務局) 二つの調査の調査票については後日各委員に配布したい。報告書は頁数も非常に多く残部もない。市のホームページで報告書本編が公開されているので参照いただければ幸いである。

(事務局) 両計画の関係性について、後ほど説明する資料10の骨子案の中で示しているとおおり、「生活困難を抱える家庭への支援」という項目が新設されている。「(仮称)子どもの未来応援プラン」はひとり親対策、貧困対策が中心になっていくことになり、施策としてはこの項目と重複することが多いため、双方での取り扱い方を今後庁内で調整したい。

(会長) 生活実態調査で、貧困層で勉強が分からないとの結果だった。これらは子ども・子育て支援事業では学校教育などでどこで扱うのか今後も検討が必要だろう。二つの調査について、当会議としても内容を確認したいという思いから今回の報告を希望したものである。報告いただき感謝している。

(2) 平成30年度第3回武蔵村山市子ども・子育て会議の会議結果について

(3) 第二期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果について

(4) 武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画策定方針等について

(事務局説明)

報告事項(2)から(4)までについて、一括して説明させていただく。資料3を御覧いただきたい。第3回子ども・子育て会議については、本年3月25日(月)に開催させていただいた。議題の1点目は、平成29年度子ども子育て支援事業計画進捗状況調査についてとして、平成30年3月末時点の現行計画に掲げる事業の進捗状況を説明させていただいた。また、2点目は、ニーズ調査の集計結果についてとして、本年度策定する「第二期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書」について説明をさせていただいた。各議題については、原案のとおり承認をいただいたが、議題1の子ども・子育て支援事業計画進捗状況調査については、次回は、年度の早い時期に調査を行っていただきたいこと、また、次回の説明時は、関連部署の職員を同席いただきたいこと等の意見等をいただいた。このため、本日は、この後、議題1の中で「平成30年度末における施策の進捗状況の点検・評価について」として説明させていただくが、関連部署の職員を同席させていただくので、よろしく願います。

なお、本会議録については、過日、各委員に内容確認のため事前に送付をし、委員から指摘のあった事項は全て修正している。

次に、資料4を御覧いただきたい。本アンケート調査報告書については、第二期の計画策定に向けて、市民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況等を把握するために実施させていただいたものである。今回、製本版ができたので、概要版と合わせ各委員に配布させていただく。内容については、前回製本前に配布し、説明させていただいているので、本日は説明について割愛させていただくが、調査結果については、本年度策定する第二期の計画における、教育・保育の量の見込みの算出・設定の資料として活用する。

次に、資料5を御覧いただきたい。第二期子ども・子育て支援事業計画策定方針について説明する。まず、「1 計画策定の背

景」であるが、本市では、市民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、本市の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成27年3月に「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本計画に基づき、市の子どもと子育て世帯への支援の充実を図ってきたところであるが、当該計画が本年度末をもって満了することから、先のアンケート調査の結果等を踏まえ、本市の現状と課題を分析・整理し、令和2年度から5年間を計画期間とする「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定するものである。次に、「2 計画の位置付け」であるが、第二期の計画は、四角囲みにあるとおり、子ども・子育て支援法の第61条を根拠とし、本市が今後進める子ども・子育て施策の基本的方向や目標等を示すものとして策定するものである。また、計画の一部は、次世代育成支援対策推進法に基づく市の次世代育成支援行動計画に位置付けるものである。次世代育成支援行動計画については、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられたことを受け、策定が任意化されたが、現行計画も、次世代育成支援行動計画と一体のものとして策定されていることを受け、第二期計画もこれを踏襲し、次世代育成支援行動計画と一体のものとして策定する。なお、第二期計画の策定に当たっては、「長期総合計画」等の上位計画及び関連する各個別の計画との整合を図るものとする。次に、「4 計画の策定体制」について、裏面にかけて記載されているが、計画素案の検討は、庁内検討委員会により行うものとし、庁内検討委員会で検討した計画素案を随時、有識者等で構成される子ども・子育て会議に諮り、意見を伺うこととしている。また、市民からの意見を聴取するため、計画素案の段階でパブリック・コメントを行うこととしている。次に、裏面の「5 計画策定上の留意事項」であるが、計画素案の段階で市議会全員協議会に説明することとし、子ども・子育て会議については、公開とし、会議要旨及び会議資料については、随時市のホームページにより公表するものとする。次に、一つ飛ばして「7 計画策定スケジュール」については、次頁のA3の策定スケジュール案を御覧いただきたい。区分の2段目が子ども・子育て会議の会議予定となっており、資料のとおり本年度は、第4回から第9回までの6回の会議を予定している。区分1段目の庁内検討委員会については、子ども・子育て会議に諮る前に、素案等の検討を行う。11月下旬の第8回会議で、計画素案の審議を終了し、パブリック・コメントについては、12月中旬から1月上旬の1か月を予定している。市議会全員協議会（素案の段階で議会に説明する会）は2月に、庁議決定（市の意思決定）は3月上旬を予定している。

次に、資料6の左側の「子ども・子育て会議」の欄を御覧いただきたい。本会議における主な検討内容である。基本的には、庁内検討委員会で計画素案を検討したものを、毎回、子ども・子育て会議に示し、各委員の意見等を伺い、修正意見等を素案に反映する。本日、第4回会議では、主に計画の概要部分を検討し、第5回会議では、本市の子ども・子育てに関する現状等を、第6回及び第7回については、本計画の主要部分である、計画の基本理念や施策体系、新規施策を含む事業計画、今後の教育・保育の量の見込みや確保方策等を検討する。また、第8回会議については、計画の推進体制やパブリック・コメント実施要領について検討する。パブリック・コメントで素案の修正意見等があった場合は、第9回会議でその取扱いを決定し、概ね子ども・子育て会議については、来年1月下旬に終了する予定である。また、第6回及び第7回の子ども・子育て会議では、第二期計画に登載する事業を検

討する予定であることから、この2回の会議については、主管課の職員を同席させていただく予定であるので、よろしく願います。報告事項(2)から(4)までの説明については以上である。

—質疑・応答—
特になし。

3 議題

(1) 平成30年度末における施策の進捗状況の点検・評価について (事務局説明)

資料7を御覧いただきたい。この進捗状況は、子ども・子育て支援事業計画に掲載している事業について、その進捗状況を記載したものである。目標の達成の基準は4段階で表しており、「A」が目標以上に達成できたもの、「B」が目標どおりに事業を実施できたもの、「C」が目標よりやや下回ったもの、「D」が目標より大幅に下回ったもの、である。全部で161事業あるが、「A」が2事業、「B」が153事業、「C」が3事業、「D」が3事業である。利用者数等に応じて年度ごとに実績値が増減する事業については、昨年度との比較で内容に大きな離れがないものは「B」の評価としている。全ての事業を説明すると時間が不足するため、評価がA、C及びDの事業について説明させていただく。

項目番号3 家庭的保育事業

平成25年6月から市内1か所で家庭的保育を実施していたところであるが、平成26年8月末をもって休止している。新たに当該事業を実施したい旨の申し出もない状況であるため、評価は「D」としている。

項目番号6 認定こども園

目標値として平成31年度までに1か所開設することとなっており、現在まで実施には至っていないが、市内の1事業者と来年の開設に向けて協議を進めているところであり、評価は「C」としている。

項目番号7 延長保育事業

市内13保育所のうち11保育所が実施しているが、全園実施には至っていない。市としては、保育士確保に向けた事業を展開しているが、保育士の確保が難しい状況が続いている現状にあるため、評価は「C」としている。

項目番号8 トワイライトステイ事業

実施に至っていないが、項目番号12「ショートステイ事業」においてニーズに対応できていることから評価を「C」とし、今後の事業の在り方も含めて検討を行っている。

項目番号9 休日保育事業

一つの事業者との間で令和元年度中の開設に向けて準備が進められていたところであるが、現在、保育士の確保が難しく、開設には至っていないため、評価は「D」としている。

項目番号12 ショートステイ事業

平成30年度に延人数21人(実利用者数6人)、延利用日数46日と実績の増が見られた。主な利用増の理由については、母の就労、

出産等となっており、施設から保育所等への送迎を実施しているなど利便性の観点から利用の増加につながったものとみて評価は「A」としている。当該事業の周知状況について、市ホームページに掲載するほか、転入時や母子手帳交付時に案内している。

項目番号104 青少年健全育成講演会

平成29年度に講師との日程調整等が難航し、講演会を開催することができなかったため、評価は「D」としており、事業の実績やニーズ等を見直し、事業継続の可否について検討を行うため平成30年度についても評価は「D」としている。

項目番号131 一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の設置

平成31年度の目標値2か所を早期に上回る実績から評価は「A」としている。なお、一体型を実施していない小学校は、第三小学校、小中一貫校村山学園第四小学校、雷塚小学校、第八小学校及び第十小学校の5校となっているが、第三小学校及び第十小学校については、放課後こども教室を実施する空き教室がないため実施に至っていない。また、小中一貫校村山学園第四小学校及び第八小学校については、放課後こども教室は実施されているが、一体型として実施する上で学童クラブの所在地が離れていることから、実施に向けて子どもの安全確保など課題がある状況である。

次に42頁を御覧いただきたい。ここからは、子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項に関する事業についてとなる。各表の区分の下、「①量の見込み」はそれぞれの事業のニーズ=需要を、「②確保の内容」は需要に対応する供給の目標あるいは実績と捉えていただきたい。また、各表においては、平成27年度から平成31年度までの子ども・子育て支援事業計画に掲げた値と基本的に、平成30年度までの実績を示している。こちらも進行の都合上、主に平成30年度の実績について説明させていただく。

項目1 各年度における教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保の内容・実施時期

幼稚園や保育所の利用に関わるものである。平成31年4月1日現在の実績(学校教育については5月1日現在の実績)を記入している。42頁の下段右側を御覧いただきたい。まず、「3-5歳、学校教育のみ<1号>」主に幼稚園を利用する児童については、市内に住む児童の利用希望が595人、市外に住む児童の利用希望が270人、合計865人の利用希望であったが、それに対し定員は1,280人であることから、人数の差引の上では415人分供給が需要を上回った状況である。続いて「3-5歳、保育の必要性あり<2号>」主に保育所を利用する3~5歳児童については、市内に住む児童の利用希望が1,109人、市外に住む児童の利用希望が36人、合計1,145人の利用希望であったが、それに対し定員は認可保育所等1,207人と認可外保育施設5人の合計1,212人であることから、人数の差引の上では67人分供給が需要を上回った状況である。「0-2歳、保育の必要性あり<3号>」主に保育所を利用する0~2歳児童については、市内に住む児童の利用希望が817人、市外に住む児童の利用希望が16人、合計833人の利用希望であったが、それに対し定員は認可保育所等772人と認可外保育施設15人の合計787人であることから、人数の差引の上では46人分供給が需要を下回った状況である。待機児については、平成31年度は47人となっているが、その内訳は求職要件が24人、就労要件が19人、疾病要件が2人である。なお、希望園が一つの状態で待機となって

いる人数は47人中27人である。

項目2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保の内容・実施時期

(1) 地域子育て支援拠点事業

子育てセンターや子育てひろばの名称で呼称される事業であり、育児相談、子育てサークル等への支援、園庭解放などを市内の認可保育所4か所で行っている。平成30年度の利用者は4,108人日で、この事業は特に利用者を定めるものではないため、確保の内容は実績と同数としている。なお、利用者数が年々減少傾向にあるが、これは児童館親子ひろば事業、子どもカフェ事業などの乳幼児の居場所確保が増えているためと見込んでいる。

(2) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

市内4か所、全ての私立幼稚園で実施している。平成30年度の利用者は、全てが1号認定による児童で17,920人日であった。利用者を定めるものではないため、確保の内容は実績と同数としている。

(3) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

一時預かり事業は保育所に併設して、週に1,2日又は短期間保育所に入所していない乳幼児を預かる事業であり、市内4か所で行っている。子育て援助活動支援事業は、未就学児を対象としたファミリー・サポート・センター事業である。平成30年度の利用者は、一時預かり事業が459人日、ファミリー・サポート・センター事業が726人日、合計1,185人日であった。確保の内容について、一時預かり事業については、市内4施設の定員に開所日数を乗じた5,832人日、ファミリー・サポート・センター事業については利用者数と同じ726人日としている。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

平成30年度の利用者は46人日であった。確保の内容は、定員2名に開所日数365日乗じた730日としている。

(5) 放課後児童健全育成事業

いわゆる学童クラブのことであるが、定員710に対して平成31年4月1日における利用希望者は783人となり73人分供給が必要を下回った。なお、保留となった児童については、ランドセル来館事業により居場所の確保を行っている。

(6) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

平成30年度の利用者は病児保育事業287人日、病後児保育事業3人日であった。確保量は、定員4名に開所日数296日乗じた1,184人日としており、供給を需要が上回った。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

就学児を対象とするファミリー・サポート・センター事業である。平成30年度の利用者は、158人日であり、利用者を定めるものではないため、確保の内容は実績と同数としている。

(8) 利用者支援

幼稚園・保育所や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行う事業である。平成28年度から常勤の専任ではなく兼務として保育コンシェルジュ事業の類似事業を実施しており、平成30年度は確保の内容は1か所である。なお、平成28年度から母子保健型として、育児のことだけではなく妊娠期から悩みや不安を相談できる場所として子育て世代包括支援センター「ハグはぐ」を保健相談センターお伊勢の森分室1階に開設し、「出産・子育て応援事業」を実施している。

(9) 妊婦健康診査

受診された方の人数は481人、延べ受診回数は5,517回であった妊婦検診については、母子手帳交付時の保健師との面接において公費負担により14回分を受診できる旨、案内を行っている。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業

表を二つに分けているが、上が乳児家庭全戸訪問事業、下が養育支援訪問事業である。上段の乳児家庭全戸訪問事業については、平成30年度の量の見込みは訪問家庭数の462人、0歳児人口は出生通知票の届出件数により504人としている。なお、当該事業については妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行うため、出生通知票の届出がなかった方に対しては、児童手当申請時に同意をいただくことで訪問を実施している。下段の養育支援訪問事業については、訪問実家庭数が8か所、訪問延べ件数は111件である。

—質疑・応答—

(委員) 項目番号9の休日保育事業について実施の方針は出ているのか。

(事務局) 本年度開始で進んでいたが、予定していた園で保育士が退職されたことにより、人員の確保ができなかった。年度内に実現できるよう引き続き取り組んでいく。

(副会長) 各小学校の名称標記が不統一なので統一した方がよい。

(事務局) 今後、市のホームページで公表する際は修正したい。

(副会長) 項目番号75「学校プール指導事業」について、指導実績は時間ではなく日数の方が分かりやすいのでは。また、項目番号95「教育相談室」の実施場所が分からない。

(会長) 幼稚園の園庭開放の実施曜日なども記載がほしい。事業内容についての記載が足りないところもあるように思う。項目番号65「母子栄養強化食品の支給」は支給が増えているのになぜ評価が「B」なのかなど、評価の基準が分かりにくい印象もある。

(委員) 評価が「C」や「D」になっているものは、対策がどうなるのかが気になる。実績の横に「今後の対策、対応欄」などがあると分かりやすいかと思う。

(会長) 評価の低いものは、要因や方針などの記載を検討するとよいと思うがいかがか。

(事務局) 指摘いただいた意見など、主管課と調整し記載できるよう

に調整していきたい。「B」の評価などは、数字で判断できるように次回以降に基準づくりを検討したい。

(会 長) 目標どおり実行できているのに「B」というのは、評価が低い印象となるので考えるとよい。

(2) 計画期間における児童人口推計について

(事務局説明)

資料8を御覧いただきたい。子ども・子育て支援事業計画では、将来の児童推計人口や、子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況、アンケート調査結果による利用希望を踏まえて、教育・保育の提供区域ごとに計画期間における各年度の教育・保育の量の見込みを設定しなければならないとされている。そこで、この教育・保育の量の見込みを設定するため、令和2年度から令和6年度までの5か年間の0歳から11歳までの児童人口推計を行った。人口推計に当たっては、基本的には平成27年度から平成31年度までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口の実績から推計しているが、今年度は、まち・ひと・しごと創成法に基づく、「まち・ひと・しごと創成総合戦略」の策定年度に当たっていることから、総合戦略の検討に当たって人口推計を行った「第二期人口ビジョン基礎調査」の結果も踏まえて推計している。「まち・ひと・しごと創成総合戦略」とは、日本全体の人口減少や地方と東京圏の経済格差を背景として、国の長期ビジョンに基づき、今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもので、地方公共団体では、国の総合戦略を踏まえ、地方版の総合戦略を策定する必要がある。資料に記載はないが、具体的には、総合戦略の検討では、2060年の目標人口を84,827人と設定しており、この設定値には、多摩都市モノレールの延伸などによる若者の転出抑制等を戦略的に展開し、目標人口を設定している。本計画の児童人口推計に当たっても、上位計画との整合を図る必要があることから、これらも加味し、児童人口推計を行っている。

—質疑・応答—

(会 長) 人口推計については事務局案で各委員了承いただけるか。

(委 員) 異議なし。

(3) 教育・保育の提供区域について

(事務局説明)

資料9を御覧いただきたい。提供区域とは、市町村内において、教育・保育事業を提供する上での基礎となる区域のことを指す。子ども・子育て支援事業計画では、(1)の四角囲みにあるように「各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み」を行い、「教育・保育提供区域の設定」をし、「教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」を年度ごとに示す必要がある。これは、地域子ども・子育て支援事業においても同様で、地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条に規定されている、市町村が地域の实情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業で、「一時預かり事業」、「放課後児童健全育成事業」等の13事業が該当する。また、提供区域とは、(2)にあるように、施設を整備する上での計

画以上の区域であり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではないとされている。続いて、「2 現行計画での提供区域設定」であるが、本市では、現行計画においても、東京都でも比較的面積が小さく、特に区域を分割する必要がないことから、市内全域を教育・保育の提供区域としている。続いて、「3 次期計画における提供区域設定（事務局案）」であるが、第二期計画においては、現行計画を踏襲し、教育・保育の提供区域は、市内全域として設定したいと考えている。ただし、計画期間中に大量の需要発生等が起こった場合は、市内全体の視野で調整し、地域の実情に応じて施設整備を検討する等の適正な対応は図ることとする。

裏面を御覧いただきたい。こちらは、本市が市内全域を提供区域に設定する考え方を参考に整理したものである。まず、(1)の図にあるように、現状では、施設（認可保育所）は概ね偏在なく市内に配置されている。このため、今後とも市域全体で保育の需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが望ましいと考えている。また、(2)にあるように、昨年度のニーズ調査からも、教育・保育の実施場所は、市内が9割以上とほぼ市内の施設で充足しており、区域を分割して設定する必要性は少ないものと考えている。なお、本市と人口規模が同程度の東大和市、国立市、狛江市、清瀬市、あきる野市においても教育・保育の提供区域は、市内全域としている。

—質疑・応答—

（会 長）1区域という設定について各委員了承いただけるか。

（委 員）異議なし。

(4) 計画骨子案について

（事務局説明）

資料10を御覧いただきたい。第二期計画の骨子（案）についてであるが、表の左側が現行計画であり、右側が第二期計画の骨子案である。計画の骨子とは、第二期計画の「目次」に当たる部分で、第二期計画の骨子案については、基本的には、現行計画を踏襲しているが、網掛けで表記されている部分については、一部変更又は追加をしている。網掛けの部分については説明するが、「2 アンケート（ニーズ調査）結果の要点及び課題」については、昨年度実施した就学前児童及び小学生の保護者を対象にしたアンケート調査の概要と、調査結果から見える課題を整理することを予定している。ニーズ調査とアンケート調査の言葉を入れ替えたのは、分かりやすさの観点から変更したものである。次に、「3-5 区域設定の考え方」は、先ほど説明したとおり、子ども・子育て支援法では、計画の策定に当たっては、「教育・保育の量の見込み」を行い、「教育・保育提供区域の設定」をし、「教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」を年度ごとに示すとされているため、こちらも分かりやすさの観点から、「4-6 教育・保育の見込みと確保方策」の中に「提供区域の設定」として移動し、「教育・保育の量の見込み」等とまとめて整理をした。次に、「5 特別な配慮が必要な子どもと家庭への取組の推進」については、文言整理である。また、「生活困窮を抱える家庭への支援」とは、子どもの貧困対策の推進に関する法律等の制定を受け、国において、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右され

ることがないよう、必要な環境整備等が求められていることから、新たに第二期計画の施策として追加したものである。最後に、骨子案の全体的な内容であるが、子ども・子育て支援法で義務付けられている内容は、主に「4-6 教育・保育の見込みと確保方策」の部分であり、策定方針の中でも説明したとおり、現行計画を踏襲し、第二期計画の一部は、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画に位置付けることとしている。次世代育成支援行動計画に当たる部分は、具体的には、4-1から4-5までに記載されている部分であり、こちらは、庁内全体の子育ての支援、乳幼児の健康の確保・増進等、子育て全般の施策・事業をまとめたものとなっている。

—質疑・応答—

(会 長) 骨子、計画の構成としてはこの内容でよろしいか。

(事務局) 本日は仮にこれで了承いただきたいが、今後の素案の段階で調整は可能である。

(副会長) 4-5、「特別な配慮が必要な子ども」について、「特別」という表現はどうか。差別を感じる印象に思われるので、前の「支援」の方がよかったように感じる。

(会 長) 使用する言葉の背景なども後日説明があるとよいかと思う。本日時点ではこの骨子で各委員了承いただけるか。

(委 員) 異議なし。

(5) 計画素案について

(事務局説明)

資料 11 を御覧いただきたい。「第二期子ども・子育て支援事業計画(素案)」である。本日は、第 1 章の「計画の概要」部分の検討をお願いします。

1 頁は、「第 1 節 計画策定の背景・趣旨」である。こちらには、平成 17 年度の次世代育成支援行動計画の策定から平成 27 年度の子ども・子育て支援事業計画の策定までの経過が記述されている。具体的には、平成 27 年度には子ども・子育て支援新制度が施行されたことを受け、子ども・子育て支援事業計画の策定が法定計画として義務付けられ、次世代育成支援行動計画については任意化されたことから、次世代育成支援行動計画の施策を包含する形で、現行の子ども・子育て支援事業計画を策定し、施策の推進を図ってきたことを記述している。

次に、2 頁を御覧いただきたい。平成 27 年の子ども子育て支援新制度施行以降の動向として、国における子どもの貧困対策に係る取組や、障害児福祉計画の法定化、また、平成 28 年には児童福祉法の改正により、児童虐待防止対策等が位置付けられたこと等から、これら新たな課題に対応するため、これまでの市の取組を継承しつつ、「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定するといった内容を記述している。

続いて、3 頁を御覧いただきたい。「第 2 節 計画の性格と位置付け」である。本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成対策支援推進法に基づく市町村行動計画の性格をあわせ持つことを記述している。また、武蔵村山市第四次長期総合計画の部門計画であることを記述している。なお、第二期計画の始期は、令和 2

年度であるが、現行の長期総合計画や地域福祉計画、障害児福祉計画の計画期間が令和2年度をもって満了することから、後段のなお書き部分で、これら策定中の計画との整合等についても配慮し、市の最新の状況を反映するよう努めた旨の記述をしている。

続いて、4頁を御覧いただきたい。「第3節 計画の期間」である。本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間である。

最後に、5頁を御覧いただきたい。「第4節 計画策定の体制」である。計画策定に当たっては、子ども・子育て会議において審議を重ね、市民アンケート調査、パブリック・コメントを行い、庁内の連携として、庁内検討委員会を組織し、随時討議を行ったこと、また、「東京都子供・子育て支援総合計画」と調整の上、策定したことを記述している。この部分については、冒頭、策定スケジュールで説明したとおり、今年度中に、このような経過をたどり、来年の3月には計画策定となるので、よろしく願います。

—質疑・応答—

(会 長) 子ども家庭支援センターを直営にしたことについてはどこかに記載されていくのか。

(事務局) 骨子でいう4-1の中、あるいは直営に至った背景などはその前段で触れることが考えられる。

(会 長) 児童虐待、貧困などの問題が注目を浴びているところである。この時期に子ども家庭支援センターが直営となったので、そのメリットや体制なども明らかにされていくとよいと思う。本日進捗を確認した161の事業に対し、次期でどのくらいの新規事業が加わるのかといったことにもなるだろう。

(会 長) 素案については各委員了承いただけるか。

(委 員) 異議なし。

4 その他

(1) 次回会議の開催日程について

(事務局説明)

資料12を御覧いただきたい。次回の第5回子ども・子育て会議であるが、資料のとおり7月29日、30日、31日のいずれかの日程を予定しているので、決定をお願いします。

○ 次回は令和元年7月29日(月)午後1時30分からとなった。

(2) その他

特になし。

4 閉会

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 []
-------------	---

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)
--------------	---

庶務担当課	健康福祉部 子ども育成課 (内線：182)
-------	-----------------------

(日本工業規格A列4番)